

# 定年再雇用規程

株式会社マックスジョブサポート

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第44条、限定社員就業規則第27条、パートタイム従業員就業規則第27条、請負スタッフ就業規則第28条、派遣スタッフ就業規則第28条に基づき、定年により会社を退職する従業員の再雇用に関する取扱いについて定めたものである。

(再雇用の対象者)

第2条 会社は、定年により会社を退職する社員であって再雇用を希望する者（以下「再雇用希望者」という。）のうち、就業規則第45条（退職、定年に関するものを除く）または第46条（解雇）、限定社員就業規則第28条（退職、定年に関するものを除く）または第29条（解雇）、パートタイム従業員就業規則第28条（退職、定年に関するものを除く）または第29条（解雇）、請負スタッフ就業規則第29条（退職、定年に関するものを除く）または第30条（解雇）、派遣スタッフ就業規則第29条（退職、定年に関するものを除く）または第30条（解雇）、に該当する事由のない者について、満65歳に達した日の属する月の末日までに1年以内の有期労働契約によってこれを再雇用するもの（以下再雇用者という）とする。

2 満65歳に達した日の属する月の末日までに1年以内の有期労働契約によって再雇用した者でも、次の各号に記載する基準のいずれにも該当する者については、1年以内の有期労働契約によって、満70歳に達した日の属する月の末日まで再雇用するものとする。

- (1) 引き続き再雇用を希望していること
- (2) 直近の健康診断等の結果、就業に支障がないと認められること
- (3) 過去1年間の出勤率が所定労働日数の8割以上であること

(再雇用の希望の聴取等)

第3条 会社は、定年退職日の6ヶ月前までの間に、再雇用の希望の有無を聴取する。

(再雇用申請手続)

- 第4条 再雇用希望者は、定年退職日の3ヶ月前までに、所属長経由で申請書類を会社へ提出する。
2. 会社は、申請書類を受領した後、再雇用の可否を定年退職の2ヶ月前までに所属長経由で再雇用希望者へ通知する。
  3. 前項の通知において再雇用する旨の回答を行った場合であって、当該通知を発した時点から定年退職日までの間に再雇用希望者が就業規則第45条（退職、定年に関するものを除く）または第46条（解雇）の事由に該当するものと会社が認めた場合、会社は当該通知による回答を撤回し、当該再雇用希望者を再雇用しないことができるものとする。
  4. 前項に基づき再雇用希望者を再雇用しないこととした場合、会社は速やかにその旨を所属長経由で当該再雇用希望者へ通知する。

(雇用契約の更新)

第5条 再雇用者が契約の更新を希望する場合は、就業規則第45条（退職、定年に関するものを除く）

または第 46 条（解雇）に該当する事由のない者は、第 2 条に定める上限年齢に達するまでの間、1 年以内の有期労働契約によって更新するものとする。

2. 前項の契約更新の可否は、契約の終期の 1 ヶ月前までに再雇用者に通知する。
3. 前項の通知において更新する旨の回答を行った場合であって、当該通知を発した時点から雇用契約の終期までの間に再雇用者が次条に掲げる基準を満たさなくなったものと会社が認めた場合の取扱いは、第 5 条第 3 項および第 4 項に準じるものとする。

#### （雇止め）

第 6 条 労働契約に期間の定めがあり、労働条件通知書にその契約を更新する場合がある旨をあらかじめ明示していた再雇用者の労働契約を更新しない場合、また以下の理由に該当する場合には、少なくとも契約が満了する日の 30 日前までに予告する。

- ・前回の契約更新時に、本契約を更新しないことが合意されていたため
- ・契約締結当初から更新回数の上限を設けており、本契約はその上限に係るものであるため
- ・担当していた業務が終了・中止したため
- ・事業縮小のため
- ・業務を遂行する能力が十分ではないと認められるため
- ・職務命令に対する違反行為を行ったこと、無断欠勤をしたことなど勤務不良のため
- ・他、会社が必要と認めた時

2. 前項の場合において、当該再雇用者が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

#### （就業時間・休日）

第 7 条 再雇用者の 1 日の勤務時間および 1 週の休日数は、業務上の必要性と本人の希望を勘案して会社が決定する。

#### （年次有給休暇）

第 8 条 年次有給休暇の勤続年数の算定は、社員として就職したときより通算し、労働基準法の定めに基づき付与する。

#### （休職制度）

第 9 条 就業規則「休職・復職」の項に準じる。

#### （給与）

第 10 条 再雇用者の給与は、次の事項を総合的に勘案して決定する。

- （1）業務の内容
- （2）1 ヶ月の勤務時間数

#### （賞与）

第 11 条 再雇用者の賞与は、個別に取り決めることとする。

(その他の就業条件)

第12条 再雇用者のその他の就業条件は定年退職時に適用された各就業規則に準ずる。

(附則)

本規程は、令和4年5月1日より施行する。

令和5年3月26日 改訂

令和7年4月1日 改訂

令和8年4月1日 改訂